

株式会社西日本住宅評価センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料規程

1. 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程12条に規定する技術的審査料金は次に定めるところによる。(消費税込)

○新築住宅(一戸建ておよび一部の共同住宅等 ※1)の審査料

床面積	区分	長期使用構造		長期使用構造以外 (居住環境は除く) ※3
		設計住宅評価 申請あり	設計住宅評価 申請なし	
200㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	5,500円	33,000円	2,200 円
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)	7,700円	35,200円	
	型式認定	7,700円	35,200円	
	一般	7,700円	59,400円	
200㎡超え 1,000㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	5,500円	39,600円	
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)	7,700円	41,800円	
	型式認定	7,700円	41,800円	
	一般	7,700円	66,000円	

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

※3 居住環境の維持・向上への配慮の審査を行う場合は、3,300 円を加算する。

○新築住宅(1,000㎡以内の共同住宅 ※2)の審査料 (Mは審査対象戸数)

床面積	区分	長期使用構造		長期使用構造以外 (居住環境は除く) ※3
		設計住宅評価 申請あり	設計住宅評価 申請なし	
200㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	5,500円/戸	33,000円 + (M-1) × 5,500 円/棟	2,200 円/棟
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)	7,700円/戸	35,200円 + (M-1) × 7,700 円/棟	
	型式認定	7,700円/戸	35,200円 + (M-1) × 7,700 円/棟	
	一般	7,700円/戸	59,400円 + (M-1) × 7,700 円/棟	
200㎡超え 1,000㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	5,500円/戸	39,600円 + (M-1) × 5,500 円/棟	
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)	7,700円/戸	41,800円 + (M-1) × 7,700 円/棟	
	型式認定	7,700円/戸	41,800円 + (M-1) × 7,700 円/棟	
	一般	7,700円/戸	135,300円 + (M-1) × 7,700 円/棟	

※2 共同住宅とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

※3 居住環境の維持・向上への配慮の審査を行う場合は、3,300 円/棟を加算する。

○新築住宅(1,000㎡を超える共同住宅等)の審査料

別途見積りとする。

○既存住宅の増築・改築（一戸建ておよび一部の共同住宅等 ※1）の審査料

床面積	長期使用構造	長期使用構造以外 (居住環境は除く) ※3
200㎡以内	89,100円※4	2,200 円
200㎡を超え 1,000㎡以内	99,000円※4	

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

※3 居住環境の維持・向上への配慮の審査を行う場合は、3,300 円を加算する。

※4 製造者認証等の区分は無い。5-2一次エネルギー消費量の審査を行う場合は、3,300円を加算する。

○既存住宅の増築・改築（1,000㎡を超える共同住宅等）の審査料

別途見積りとする。

○再交付料

再交付は3,300円／通とする。

○変更依頼の審査料

変更による追加審査が必要な場合は、原則として単独審査の2分の1の額とする。

単独審査とは新築住宅においては「設計住宅評価 申請なし」欄の費用、既存住宅においては「長期使用構造」欄の費用をさす。